

第1号議案

平成24年度の事業報告

概況

平成24年度は、前年の東日本大震災とそれに随伴した大津波、福島第一原発事故からの復興が思うように進まなかつたが、現場漁業者の真摯な努力や政府の復旧・復興予算によって、東日本の水産業は回復の兆しが見えてきた。

特に、本会関係漁業に関しては、天皇海山海域におけるクサカリツボダイが2010年に続き豊漁となり、魚価も安定し、会員の漁船の多くは厳しい漁業経営環境のなかにあって、一息つくことになった。しかし、遠洋トロール漁業等を取り巻く全般的な国内外の環境は、24年度は底魚の魚価低迷には歯止めがかかったものの、引き続き既存漁場での水産資源状況は回復傾向にあるとは云えず、また、恒常化した燃油の高騰に見舞われた年であった。このような状況下にあっても、本会会員は、我が国民に対する安全安心な水産物の安定供給に努めてきた。

国際的には、年々環境保護団体の活動が活発化しており、漁業活動そのものを否定するような動きが多く見られた。その対応を間違えると、漁業の継続に致命的な結果をもたらしかねないため、FAO・水産庁や水研センター等と協力しながら関係する国際会議等に積極的に参画し、その対応に忙殺された年でもあった。

また、東日本大震災で喪失した遠洋トロール漁船が、政府・県・市など多くの関係者の多大なる支援により、共同利用型支援事業の下で、「第51開洋丸」として無事3月27日に進水式を迎えることが出来た。同船は、我が国初めての北欧の先進的技術を取り入れたトロール漁船であり、未来に希望が持てる我が国漁船漁業の再構築の礎になることが期待されている。

なお、本会会員による平成24年度の操業実績は、合弁事業も含めて各国の200海里内及び公海水域で、延べ操業隻数21隻・総生産金額170億円、総漁獲量113,800トンとなり、前年実績と比較すると、生産金額では44億円の増加で漁獲量では6,300トンの減少であった。

I. 国際対策事業

本年も二国間の政府間協議、民間協議、多国間の国際会議等に本会代表を派遣し、割当確保、操業規制の緩和、漁業協力の実施に努め、関係国との漁業関係の改善と遠洋トロール漁業等の維持存続に努めた。

各水域別の事業報告は次の通り。

(1) 北方水域関係

①天皇海山

平成 24 年度の操業は、22 年度に続いて豊漁となり、主対象魚種であるクサカリツボダイの 19,518 トンを含め、全体で 20,974 トンとなった。第 3 回北太平洋漁業委員会設立準備会合が 8 月 27 日から 31 日、米国アラスカ州ジュノーで開催され、条約発効後の事務局設置に向けた準備に関する議論が行われた。また、同第 4 回会合が平成 24 年 3 月 25 日から 29 日まで、中国浙江省舟山で開催され、事務局ルールなどが検討された。

②ベーリング公海

平成 24 年 11 月 12 日から 12 月 21 日まで第 17 回ベーリング公海条約年次会議が電子メールを利用した「バーチャル会合」で開催された。平成 5 年から 19 年間に亘りモラトリアムが実施されてきたが、相変わらず資源回復を示す情報がなかったため、漁獲可能水準 (AHL) がゼロとされ、平成 25 年もモラトリアムを継続することになった。

(2) 南方水域関係

①NAFO（北西大西洋漁業機関）水域

カナダ東岸の公海水域で従来、赤魚・カラスガレイの 2 魚種を主体に操業を行う予定で株式会社 YAMATO が外国漁船一隻を購入して NAFO 操業を行う予定であったが、日本国内の諸規制の煩雑さによる手続きの遅延に加え、輸入コストが膨大なものとなったため、購入を断念したことから、昨年に引き続き操業船を派遣できなかった。資源状況は、3M 海区の赤魚は、日本向けが前年同の 400 トン。カラスガレイは調査船の CPUE が悪いため科学理事会の助言を受けて 5 % 削減となり、日本割り当では 1,240 トンから 1,176 トンに削減された。同海域では、将来の日本の漁獲枠の維持を図るため日本の漁獲割当枠を使ってカナダとの共同事業を実施することとし、加藤漁業株式会社、大洋エーアンドエフ株式会社がこれに参加する事となった。

②CCAMLR 水域

長らく当該水域でオキアミを漁獲していた福栄丸（日本水産株式会社）が操業の継続を断念したため、日本のオキアミ漁船は当該水域から撤退する事となった。一方、メロについては、作業部会から激しい議論が続き、厳しい調査操業・開

発漁業の条件が課され、日本の漁獲枠は、オビ・レナ海域で 50 トン、バンザレ海域はゼロ、データプアの海域では各国との調査をするものの 334 トンとなった。また、年次会議では MPA 設定の議論に多くの時間が割かれたが、結論には至らなかった。日本は、MPA 議論に際し、MPA 設置そのものには反対せず、その必要性が明確であることや、モニタリングシステム、設置後の見直し条項（サンセット条項）の必要性などを主張し議論をリードした。

③ニュージーランド水域

当該水域の主対象魚種であるホキは資源状況が安定し 24 年度の TAC は、変わらず約 13 万トンとなった。南タラの TAC は約 41,000 トンに設定されたが、バウンティ枠が 6,860 トンから 4,000 トンに減少される見込みであり、本年度は 1 隻が操業した。当該海域では長年 JV による入漁が実現してきたが、NZ 政府は他国漁船で外国人漁船員が悪条件で就労させられていること等を問題視し、外国フラッグによる同国 EEZ 内操業を認めない方針に転換した。これに対して当協会は、他に同水域で操業をしている団体と協力し、日本船のこれまでの NZ 業界に対する貢献を訴え、日本政府を通じて当該法案の撤回と日本漁船の適用除外を NZ 政府へ要求している。

④SEAFO（南東大西洋漁業管理機関）水域

韓国・釜山で SEAFO 年次会議が開催され、メロ 230 トン、マルズワイガニ 400 トンの TAC を決定した。議論となっていたクサカリツボダイの TAC は合意に至らなかった。アフリカ大陸南西岸（アンゴラ、ナミビア、南ア）の公海域（SEAFO）では底延縄船 1 隻、カニ籠船 1 隻が操業中である。

⑤南インド洋水域

金井漁業㈱所属船第 58 富丸が、当該水域で商業漁業実施し、キンメダイ主体の中層トロール操業行った。また、11 月から 1 月まで、水研センター開発調査センターの調査として、佐藤漁業㈱所属玉龍丸が着底操業による調査を実施した。

II. その他関係事業

(1) 北太平洋漁業委員会(NPFC)

平成 23 年 2 月の第 10 回北太平洋地域漁業管理機関設立会合で条約文が全会一致で承認された。8 月にジュノーで開催された第 3 回準備会合では、委員会事務局の誘致について議論した。現在、日本と韓国が立候補しており、日本はその誘致に力を入れている。3 月に中国舟山で開催された第 4 回準備会合では事務局招致は決まらなかったため、平成 25 年 9 月、台湾で開催される第 5 回準備会合で再度協議することとなった。条約については、平成 25 年の通常国会で批准のための承認を得る予定であり、条約は各国の状況から、平成 26 年

に発効する見込みである。当会は、これらの会議に職員を積極的に参加させ、天皇海山水域の漁場確保に努めるとともに、委員会の事務局日本誘致に力を注いだ。

(2) 南インド洋漁業委員会（SIOFA）及び南インド洋深海漁業協会（SIODFA）
南インド洋漁業条約（SIOFA）が平成 24 年 6 月 21 日に発効した。この水域では南インド洋深海漁業協会（SIODFA）傘下のクック諸島、NZ、豪州と日本の 5 社、5 隻のトロール船が自管理措置を設定し操業中である。当協会では、金井漁業㈱が会員となっている。当該海域は、今後、天皇海山等の代替漁場として重要となってくると考えられるため、条約への早期批准の働きかけ、漁場情報の収集、関係会議への参加などを積極的に実施した。

(3) 全国水産物輸入対策協議会

輸対協の活動には、関係業界と共同歩調をとって TPP、WTO、EPA 等の諸問題に対応すべく積極的に参加した。

(4) 大日本水産会・海務労務委員会への対応

大水・海務労務委員会では、漁船の円滑な操業に向けて各種の検討、対応を行っている。特に 24 年度は、STCW-F 条約（漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）の発効、トレモリノス条約の新協定（ケープタウン協定）の採択、ILO 海上労働条約の批准、その他関係国際条約の批准とともにあって国内法制化が進められた。このため、漁業の振興と国際競争の均衡を図る観点から水産庁・国交省と業界団体による検討を働きかけ、日本漁船存続のための規制緩和についての 3 者間による協議が開始された。

(5) 漁船マルシップ制度

前年から続く経済不況の中、漁業経営の低迷が深刻化している。このような悪状況の中、昨年に引き続き本年度も会員各社と連絡を密にして、マルシップ管理委員会に出席し、漁船漁業の円滑なる遂行に尽力した。

(6) エコラベルへの取り組み

前年に引き続き、大日本水産会を事務局として、立ち上げられた「MEL（マリン・エコ・ラベル）ジャパン」について、漁業者の立場で、FAO の基準に準拠した日本独自のエコラベルとなっていることを高く評価し、当協会としても、広報普及委員会等に出席し、積極的な関与・協力をおこなった。

(7) セーフティネット事業制度

燃油価格の高騰に対するリスクヘッジとして、漁業者と国とが折半で基金を作り、燃油価格の高騰（原油価格の高騰）が基準価格水準を超えた場合は、その超えた部分について補填する事業が継続されている。本件事業では、24 年度に補填金の発動要件が緩和（基準価格水準の段階的引き下げ）され、長期的な

価格高騰にも対応出来るようになった。

(8) がんばる漁業復興支援事業

会員の八戸の開洋漁業㈱が東日本大震災にともなう津波で失った「第5天州丸」の代船「第51開洋丸」が25年7月に竣工を予定している。この船を使用した「がんばる漁業復興支援事業」計画が八戸地域復興協議会で承認され、平成24年5月23日に中央協議会で採択された。本事業は、国内初の北欧の先進技術を取り入れたトロール漁船を用船し、就労環境、漁労装置、衛生設備、省エネ化などを大幅に改善し、地域の復興に資する操業を目指すものである。「第51開洋丸」は3月27日に進水し7月22日に引き渡しの予定。8月にも同船を用船し操業を開始する。

(9) 海外漁業事情視察団の派遣

当協会では国際競争力のある遠洋漁業の構築に向けて、海外の漁業の事情を調査する視察団を派遣してきた。24年度は、がんばる漁業復興支援事業で北欧型トロール漁船が建造されることもあり、船頭、甲板長、造船技師等を含む2組の漁船調査団をアイスランド等に派遣し情報の収集に努めた。

(10) 輸入割当枠管理

従前通り、水産資源保護の観点から適切に輸入割当枠を管理し、分担金の徴収により、会の健全な運営を図った。

(11) その他

従前通り、関係省庁・関係団体等の関連情報提供については、会員へメールや書類等で周知し、本会の円滑な運営を図った。